2 過去の事例

(1) 農業協同組合における差別取扱いの事件

件 名 (審決年月日)	内 容	関係法条
昭和32年(勧)第2号 浜中村主畜農業協同組合に 対する件 (昭和32年3月7日審決)	組合の取決めに反して,原料乳を北海道 バター㈱に出荷せず,明治乳業㈱に出荷し た組合員に対し ① 生乳の販売委託の引受け及び融資を 拒否し,組合施設の利用について差別的 に取り扱っている。 ② 組合脱退を勧告している。	独占禁止法 第19条(旧 ー 般 指 定 の3)

(2) 最近の農業協同組合関係の排除措置命令及び警告事件

取仏い辰未伽凹心	台関係の排除措直命令及ひ言告事件	
件 名 (排除措置命令等の 年月日)	内 容	関係法条
平成29年(措) 第7号 土佐あき農業協 同組合に対する 件 (平成29年3 月29日排除措 置命令)	なすの販売を受託することができる組合員を支部員 又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に 限定していたところ、次のとおり、組合員からなすの 販売を受託していた。 ① 自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園 芸部を除名されるなどした者からなすの販売を受託 しないこととして、なすの販売を受託していた。 ② 支部員が集出荷場を利用することなく農協以外の事業出荷場を利用する系統外出荷手数判 (農協以外の事業者に対する販売金額の3.5%) について、自らの販売事業の経費(農協職員の人件 費等)に充当していた。 ③ 支部園芸部の定めた罰金等を収受し、これを系統 出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預 り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。	独占禁息 第 1 9 第 1 2 第 1 1 東 1 1 世 1 世
平成27年(措) 第2号 福井県経済農業 協同組合連合 に対する件 (平成27年1 月16日排除措 置命令)	穀物乾燥・調製・貯蔵施設工事について、受注予定者を指定するとともに、受注予定者が受注できるように、入札参加者に入札すべき価格を指示し、当該価格で入札させることによって、これらの事業者の事業活動を支配していた。	独占禁止法 第3条(私 的独占の禁 止)
山形県庄内地区 に所在する農業 協同組合に対す る件 (平成26年9 月11日警告)	山形県の庄内地区に所在する5農協が、主食用米の販売手数料について、平成23年1月13日に山形県酒田市所在の全国農業協同組合連合会の山形県本部庄内統括事務所で開催した5農協の組合長による会合において、主食用米の販売手数料を平成23年産米から定額とするとともに、その算定方式及び金額については、営農担当部長級の者の間で検討することとし、それを受けて同年2月1日に同所で開催した5農協の営農担当部長級の者による会合において、主食用米の販売手数料を平成23年産米から1俵当たり410円(消費税相当額を除く。)を目安として定額とすることとし、主食用米の集荷分野における競争を実質的に制限していた疑い。	独占禁止法 第3条(不 当な取引制 限の禁止)

件 名 (排除措置命令等の 年月日)	内 容	関係法条
平成21年(措) 第24号 大分大山町農業協同組合に対する件 (平成21年12 月10日排除措置命令)	双方出荷登録者に対し ① 他の事業者が運営する「元氣の駅」と称する農産物直売所に直売用農産物を出荷しないようにさせている。 ② その手段として、双方出荷登録者に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷した場合には自らが運営する「木の花ガルテン」と称する農産物直売所への直売用農産物の出荷を取りやめるよう申し入れることを内容とする基本方針に基づき双方出荷登録者に対して元氣の駅に直売用農産物を出荷した場合には木の花ガルテンへの直売用農産物の出荷を取りやめるよう申し入れるとともに、木の花ガルテンの出荷登録者に対し、元氣の駅、木の花ガルテンの出荷登録者に対し、元氣の駅	独第(年 一 会 1 の 2 1 の 3 1 の 3 1 の 3 1 り 3 り 3 り 3 り 3 り 3 り 3 り 3 り 3 り 3 り 3
	に直売用農産物を出荷しないようにさせている。	

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)(抄)

〔定義〕

第二条 (略)

②~⑧ (略)

- ⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。一~五 (略)
 - 六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害 するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの
 - イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

ロ~へ (略)

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〔排除措置〕

- 第二十条 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。
- ② (略)
- 〇 不公正な取引方法 (昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号) (抄)

(取引条件等の差別取扱い)

4 不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利な又は不利な取扱いをすること。